

# 令和3年度 第1回 新潟市都心のまちづくり推進本部会議 次 第

日時： 令和3年4月27日（火） 15時～

会場： 秘書課 第2会議室

1. 市長挨拶
2. 新潟市都心のまちづくり推進本部の設置について
3. 今後の主なスケジュールについて
4. 都市再生緊急整備地域の指定に向けた取り組みについて

## <配布資料>

- 資 料 1 新潟市都心のまちづくり推進本部の概要について
- 資 料 2 令和3年度 新潟市都心のまちづくり推進本部 構成員
- 資 料 3 新潟市都心のまちづくり推進本部の目指すもの
- 資 料 4 新潟市都心のまちづくり推進本部設置要綱
- 資 料 5 今後の主なスケジュール（案）
- 資 料 6 都市再生緊急整備地域の指定に向けた取り組みについて

## 新潟市都心のまちづくり推進本部の概要について

### 目 的

本市の更なる拠点性向上に向け、新潟駅周辺・万代・古町をつなぐ新たな都心軸における魅力あるまちづくりや賑わい創出等を、組織横断的かつ効果的に推進するため、「新潟市都心のまちづくり推進本部」を設置する。

### 所掌事務

- 都心エリアに関する政策、計画、事業等の総合調整に関すること。
- 都心エリア及び関連する区域に関する情報の収集と提供に関すること。
- その他、本部長が必要と認めること。

### 構成員（12名）

- 本部長：市長
- 副本部長：二副市長
- 事務局長：都心のまちづくり担当理事
- 本部員：政策企画部 統括政策監、文化スポーツ部長、観光・国際交流部長、経済部長、農林水産部長、都市政策部長、土木部長、中央区長  
※本部長は、必要に応じて構成員を追加することができる。

### 会 議

- 会議は本部長が必要に応じて招集する。
- 本部長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。

### ワーキンググループ

- 重点プロジェクト等における情報収集・企画立案・推進にあたり、関係課によるワーキンググループを設置する。

### 事務局

- 都市政策部 まちづくり推進課

## 令和3年度 新潟市都心のまちづくり推進本部 構成員

本部職	補 職 名	氏 名
本部長	市長	中原 八一
副本部長	副市長	高橋 建造
	副市長	朝妻 博
事務局長	都心のまちづくり担当理事	長井 亮一
本部員	政策企画部 統括政策監	小野 秀之
	文化スポーツ部長	長浜 裕子
	観光・国際交流部長	上村 洋
	経済部長	中川 高男
	農林水産部長	二神 健次郎
	都市政策部長	柳田 芳広
	土木部長	鈴木 浩信
	中央区長	日根 秀康
事務局	都市政策部 まちづくり推進課	

## 新潟市都心のまちづくり推進本部の目指すもの

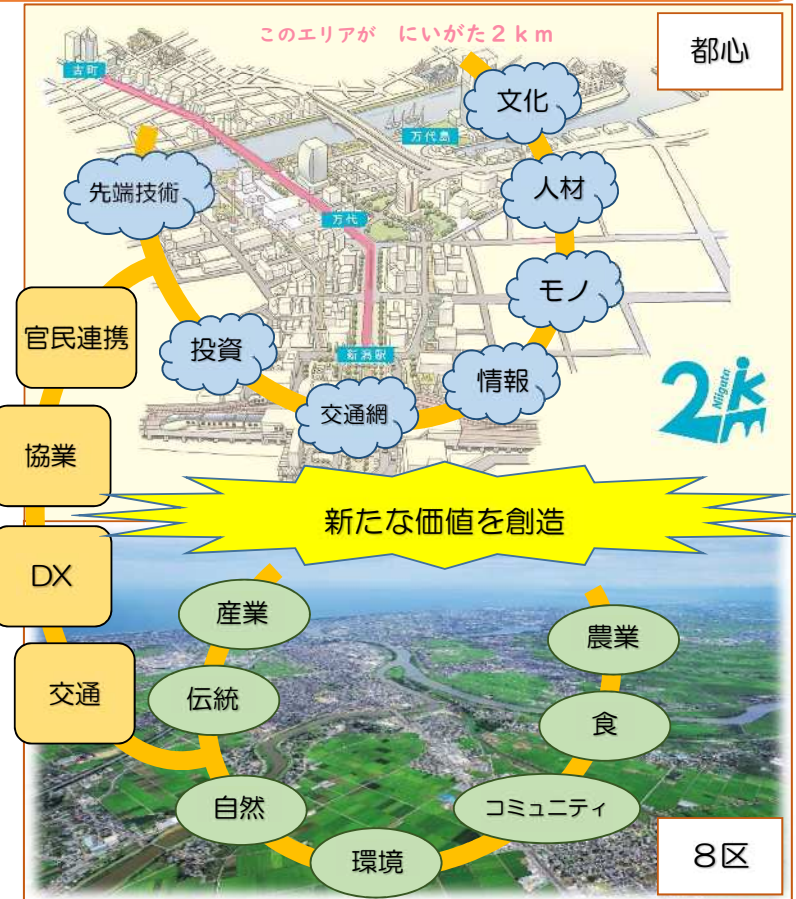
## 「選ばれる都市 新潟市（ウイズコロナ・ポストコロナ時代のまちづくり）」の実現

## 『訪れたいまち』・『ビジネスを展開するまち』

- 新たな都心軸（にいがた2km）を、「にいがたの背骨」として、『緑あふれ、人・モノ・情報が行き交う活力あるエリア』に発展
- 都心の成長エネルギーを市全域へ波及させ、本市の拠点性をさらに向上

## 都心のまちづくり推進本部の活動目標

- 市民、関係団体、企業の声（想い）をお聞きしながら、魅力あるまちづくりや賑わいの創出等に向けて、「知恵」・「情報」・「力」を結集
- 本市の魅力・強みである「食・農・観光・文化・自然など」と、都心エリアに集積するデジタル技術を駆使する企業等がコラボレーションすることで、新産業の創出や新製品の開発、新市場の開拓、広大な事業ネットワークの誕生へ
- まちづくりに参画する様々なプレイヤーがそれぞれの強みを活かしながら、新たな価値の創造に向けて結ばれるための仕組みを構築し、推進
- 「選ばれる都市 新潟市」の実現に向けた取り組みを官民連携で強力に推進



## 新潟市都心のまちづくり推進本部の概要

## 【目的】

本市の更なる拠点性向上に向け、新潟駅周辺・万代・古町をつなぐ新たな都心軸における魅力あるまちづくりや賑わい創出等を、組織横断的かつ効果的に推進すること。

## 【本部会議メンバー】

- ・本部長：市長
- ・副本部長：二副市长
- ・事務局長：都心のまちづくり担当理事
- ・本部員：政策企画部統括政策監、文化スポーツ部長、観光・国際交流部長、経済部長、農林水産部長、都市政策部長、土木部長、中央区長
- ・事務局：都市政策部まちづくり推進課

## 【所掌事務】

- (1) 都心エリアに関する政策、計画、事業等の総合調整に関すること。
- (2) 都心エリア及び関連する区域に関する情報の収集と提供に関すること。
- (3) その他、本部長が必要と認めること。

## 【ワーキンググループ】

- ◇本部会議に基づき抽出される「視点」・「テーマ」に基づき、庁内関係課で構成
- ◇都心のまちづくりに関する事項を調査研究のうえ、効果的な方策・事業等を立案し、本部へ報告する。
- (ハード・ソフトの両面から、短期的、中長期的な視点で立案)

## 新潟市都心のまちづくり推進本部設置要綱

## (設 置)

第1条 本市の更なる拠点性向上に向け、新潟駅周辺・万代・古町をつなぐ新たな都心軸における魅力あるまちづくりや賑わい創出等を組織横断的かつ効果的に推進するため、新潟市都心のまちづくり推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 都心エリアに関する政策、計画、事業等の総合調整に関すること。
- (2) 都心エリア及び関連する区域に関する情報の収集と提供に関すること。
- (3) その他、本部長が必要と認めること。

## (組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、事務局長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長を、事務局長は都心のまちづくり担当理事を充てる。代位順位は、あらかじめ本部長が定める。
- 3 本部員は、市長、副市長、都心のまちづくり担当理事、政策企画部統括政策監、文化スポーツ部長、観光・国際交流部長、経済部長、農林水産部長、都市政策部長、土木部長及び中央区長を充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を本部員とすることができる。

## (本部長、副本部長及び事務局長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき、又は本部長に事故があるときは、その職を代理する。
- 3 事務局長は、本部長の命を受けて、本部の庶務を掌理する。

## (本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明

を求め、又は意見を聴取することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 第2条に掲げる事項を具体化・推進するため、本部にワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、都心のまちづくりに関係する課等に属する者を充てることとし、必要に応じて追加することができる。

3 ワーキンググループにはリーダーを置き、本部長が指名する。

4 ワーキンググループは、本部長から付託された事項を調査研究のうえ、効果的な方策・事業等を立案し、本部へ報告する。

5 その他、ワーキンググループに関する事項は、本部長が定める。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、都市政策部まちづくり推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

(新潟市都心のまちづくり推進会議設置要綱の廃止)

2 新潟市都心のまちづくり推進会議設置要綱(令和2年6月25日制定)は、廃止する。

## 新潟市都心のまちづくり推進本部

今後の主なスケジュール（案）

4月  
(本日) 新潟市都心のまちづくり推進本部立ち上げ  
第1回 本部会議

- 推進本部の設置について
- 今後の主なスケジュールについて

- ・ 各部における関係団体等との意見交換
- ・ 関係団体等との協働に向けた取り組みの検討
- ・ 短期的な取り組み・中長期的な取り組みの検討

8月 第2回 本部会議

- 関係団体の意見概要について
- 次年度に向けた方向性、中長期的な取り組みの方向性などについて協議

9月 第3回 本部会議（予定）

- 都市再生緊急整備地域の指定に関する報告

12月  
↳  
1月 第4回 本部会議

- 次年度以降の取り組みについて

※ 第2回目以降の開催月は概ねの予定です。

# 都市再生緊急整備地域の指定に向けた取り組みについて

## 都市再生制度に関する基本的な枠組み（都市再生特別措置法関連）と支援措置

内閣府資料抜粋



「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域をいう。



※緊急整備地域数及び協議会数は令和2年9月16日時点、その他の計画数等は令和2年4月1日時点

## 新潟市（都心部）の現状と課題



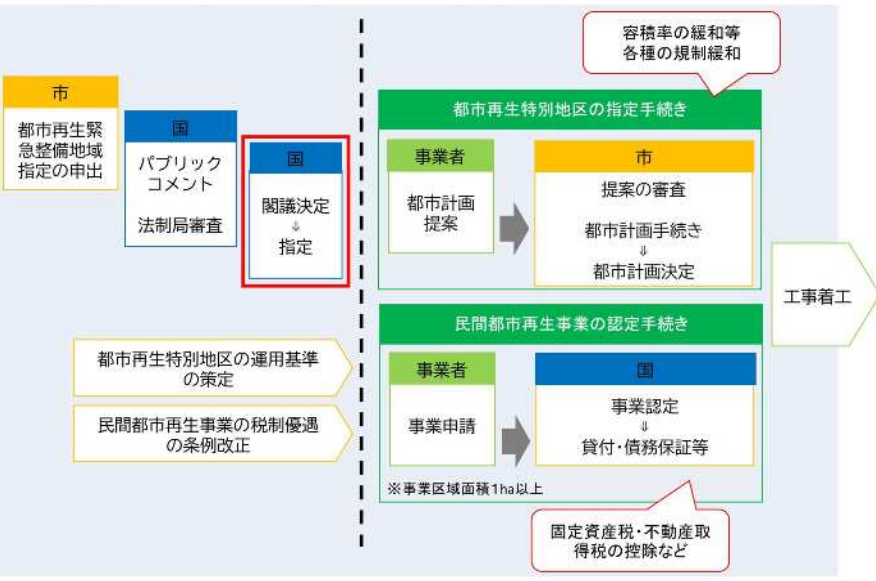
○県外への主な転出者は、就職による20代



○政令市平均、主な政令市、北陸2市では、過去10年で上昇傾向のなか、本市では停滞



## 指定に向けたスケジュールと制度活用のフロー



## 都心部の現状と課題・今後の開発予定（検討含む）



西煙通5番町地区再開発準備組合 事業検討中（旧三越跡地1ほか）

事業中 古町通7番町地区第一種市街地再開発事業

事業中 万代5丁目地区

R2年2月竣工マルタケビル

事業中 新潟駅周辺整備事業

万代口広場（現時点のイメージ）

（仮称）バス新新潟計画

【都心ビルの現状・課題】

- ①老朽化建築物の増加（S56以前の旧耐震基準で建設）
- ②オフィスが古く企業ニーズ（フロア規模やIT化など）に合わない
- ③駅前のビルは容積率（現制限 600%）オーバーが多数

写真についてはGoogleアサリトビューより引用

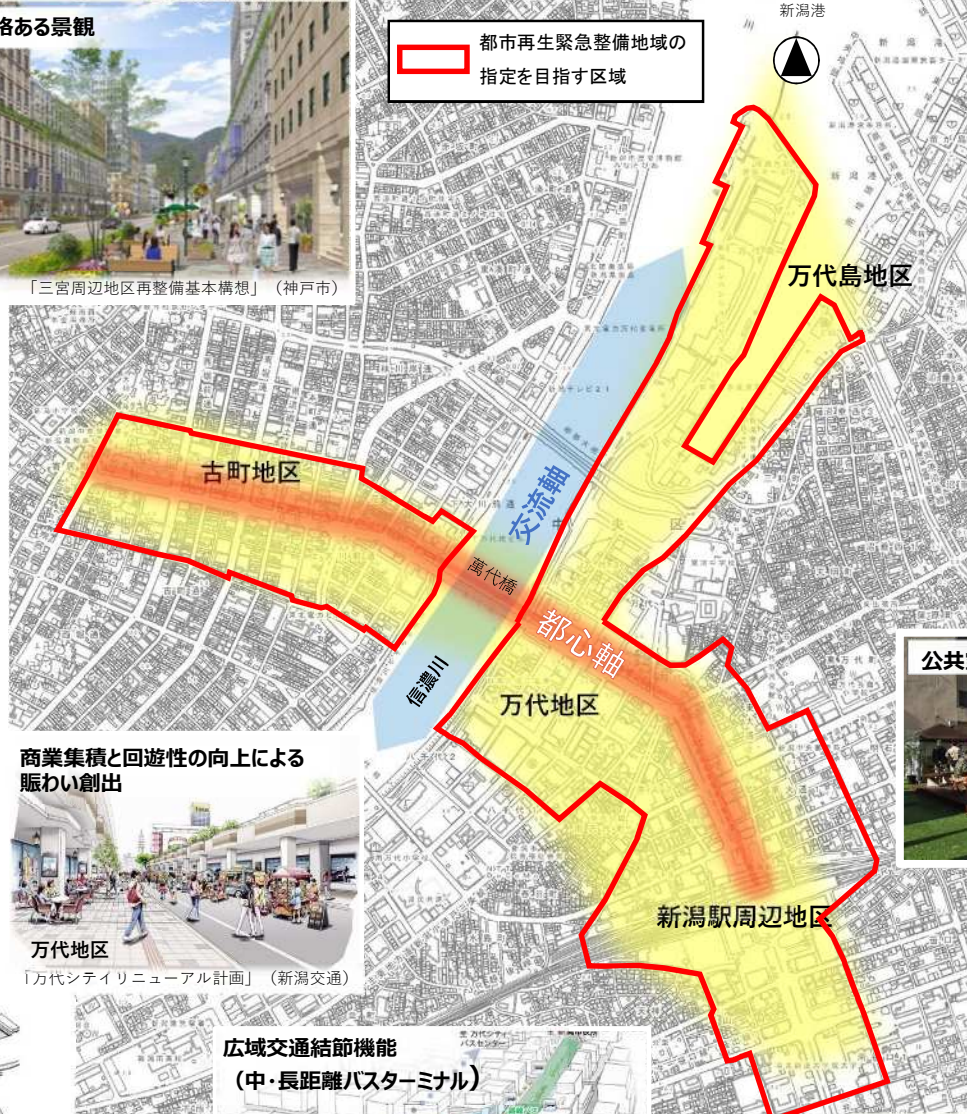


# 新潟都心地域の将来像

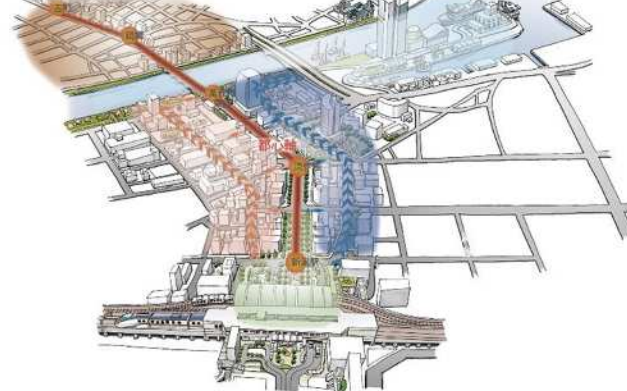
みなとまちの歴史と文化を活用した  
魅力的な街並み



都市再生緊急整備地域の  
指定を目指す区域



## 新潟都心の都市デザイン



## 広域交通結節機能 (中・長距離バスターミナル)



## 玄関口に相応しい機能と風格を備えた都市空間

